

# 函館市建設発生土処分場指定要領

令和4年4月

函 館 市

# 函館市建設発生土処分場指定要領

## 第1 目的

この要領は、市が発生する建設工事から搬出される建設発生土の処分先として市が民間処分場を指定する（以下「処分場の指定」という。）にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 用語の定義

### (1) 建設発生土

建設工事に伴い副次的に得られた土砂等であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第2条第1項に規定する廃棄物に該当しないものをいう。

### (2) 指定処分

建設発生土を処理する場合、市が特定の処分場を指定することをいう。

### (3) 最終処分

建設発生土を受入れ、埋立てまたは盛土を行うことをいう。

### (4) 中間処分

建設発生土の受入れ、保管・管理・改良処理を行い、改良土等として再利用することをいう。

### (5) 処分事業

最終処分または中間処分を行う事業。

### (6) 処分事業者

自ら処分事業を行う者。

### (7) 事業区域

処分事業を行う土地の区域。

## 第3 適用範囲

1 この要領は、処分事業者が行う次の各号に該当する処分事業について適用する。

(1) 市が発注する建設工事から搬出される建設発生土を最終処分する事業。

(2) 市が発注する建設工事から搬出される建設発生土を中間処分する事業。

2 前項の規定にかかわらず、この要領は、次に掲げるものが行う処分事業については適用しない。

(1) 国および地方公共団体

(2) その他公共的団体（土地開発公社、住宅供給公社等）

## 第4 処分事業者の要件，責務

### 1 要件

処分事業者（以下「事業者」という。）は次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 建設業法第3条第1項の許可を受けていること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
  - (イ) 登録申請時点において、函館市の一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (ウ) 各種税金を滞納している者

### 2 責務

- (1) 事業者は、処分事業を施行するにあたり、事前に事業区域および周辺地域の調査を十分行い、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、処分事業の施行に伴う苦情または紛争が生じた場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- (3) 事業者は、中間処分を行うにあたり、事前にその利用先または処分先において、適正に利用または処分されていることを確認しなければならない。

## 第5 事前協議

1 事業者は、処分場の指定を受けようとするときは、次の各号の書類を添えて市長に事前協議するものとする。

- (1) 建設発生土受入地指定事前協議書（別記第1号様式）
- (2) 事業者としての要件を証する書類の写し
- (3) 処分事業に係る事業計画書（管理体制，周辺環境対策等）
- (4) 当該受入地の開発等許可書の写しおよび開発許可条件がある場合はその写し（開発行為許可が伴わない場合は不要）
- (5) 各種法令に基づく許可等が必要な場合は、その許可書の写し
- (6) 各種指導要綱等に基づく協議を行っている場合はその関係図書の写し
- (7) 関係図面（位置図，区域図，現況平面図，縦断図および横断図（現況，計画），流出防止施設の構造図等）
- (8) 現況写真
- (9) 受入価格表および価格の算出根拠
- (10) 受入制限がある場合の制限事項
- (11) 搬入時の管理方法（伝票書式等を添付）
- (12) 受入地までの主な交通路を示した図面
- (13) 最終処分の場合は、埋立てまたは盛土の土量計算書
- (14) 中間処分の場合は、施設の概要（ストックヤードの概要，受入能力，処理量，最終処分の概要等）
- (15) その他市長が必要と認める図書

- 2 市長は、前項の協議が終了した場合、別記第2号様式の通知書により当該事業者  
に通知するものとする。なお、市長は通知にあわせて、必要な条件を付すことが  
できる。
- 3 事前協議の有効期限は、事前協議終了通知日から1年以内とする。ただし、自然  
災害等により事業区域および周辺地域の状況が事前協議と著しく異なるときは、改  
めて事前協議しなければならない。

## 第6 処分場の指定

- 1 第5の事前協議を終了した事業者は、別記第3号様式の申請書および第5第1項  
各号（1号を除く。）に掲げる関係図書を添えて、処分場の指定を申請するものとし  
る。
- 2 市長は、前項の申請があった場合、内容を審査し、指定要件および指定基準を満  
たすものと判断される場合、別記第4号様式の指定通知書により当該事業者  
に通知するものとする。なお、市長は指定にあわせて、必要な条件を付すことが  
できる。

## 第7 事業の変更

- 1 第6第2項の処分場の指定を受けた事業者は、当該指定に係る事項を変更しよう  
とするときは、改めて第5第1項に規定する事前協議をしなければならない。
- 2 前項の事前協議の結果において、改めて処分場の指定を受けなければならないと  
判断される場合は、当該事業者は第6第1項の指定の申請を行わなければならない。
- 3 第1項の事前協議の結果において、変更の内容が軽微なもので、改めて指定を受  
ける必要がないと判断される場合、事業者は変更に係る事項について、その旨を別  
記第5号様式の届出書により届出るものとする。

## 第8 指定基準

市長は、第6第1項の規定に基づく指定の申請があった場合において、次の各号に  
掲げる措置が講じられていると認められるときでなければ処分場の指定を行わないも  
のとする。

- (1) 事業区域および周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の機能や構  
造等に支障が生じないように必要な措置がなされていること。
- (2) 粉じん、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染その他公害の発生防止について必要  
な措置がなされていること。
- (3) 溢水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置がなされてい  
ること。
- (4) 事業区域および周辺地域における生活環境の保全について必要な措置がなされ  
ていること。
- (5) 法令等に基づく許可等が必要なものについては、事前に当該許可等を受けてい  
ること。

- (6) 技術的な基準は、別に定める「建設発生土の処分場指定に係る技術的基準」(以下「技術基準」という。)によるものとする。
- (7) 処分場が中間処分を行う場合は、当該中間処分場からの搬出先においても関係法令等が遵守されていること。および当該処分先が最終処分を行うときは、当該搬出先が前号の技術基準を満たしていること。
- (8) 指定を受ける処分場は、市の建設事業から搬入される建設発生土とのその他(民間等)から搬入される建設発生土が区分されて管理されるものであること。

## 第9 改善の指示

- 1 市長は、第6第2項の規定による当該処分場指定の際に付された条件または第8に規定する指定基準に違反して処分事業を施行しているときは、当該事業者に対し、別記第6号様式の指示書により改善の指示を行うことができる。
- 2 事業者は、前項の規定による改善の指示を受けたときは、速やかに対策を講じ、別記第7号様式の報告書により市長に報告するものとする。なお、対策が完了するまでの期間は、建設発生土の受入はできないものとする。

## 第10 事業報告

処分場の指定を受けた事業者は、年1回(毎年3月)および市長から報告を求められた場合、処分事業に係る状況について報告しなければならない。

## 第11 立入検査

- 1 市長は、この要領の施行に必要な限度において、指定を受けた事業者の事務所等または事業区域内の土地もしくは建物に立入り、帳簿、書類、その他の物件を検査し、または質問をすることができる。
- 2 事業者は、前項の規定による検査および質問に協力しなければならない。

## 第12 指定の取消し

市長は、次の各号に該当すると認めた場合は、事業者に対し、別記第8号様式の通知書により指定を取消しすることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、第6第1項の規定による処分場の指定を受けた場合。
- (2) 第9に規定する改善の指示に従わず、また、第6第2項の規定による当該処分場指定の際に付された条件または第8に規定する指定基準に違反して処分事業を施行した場合。
- (3) 第10および第11第2項に違反した場合。
- (4) その他資料が必要と認める場合

### 第13 事業の完了

処分場の指定を受けた事業者は、処分事業が完了したときは、速やかに次の各号の書類を添えて、市長に届出るものとする。

- (1) 建設発生土処分場の事業完了届（別記第9号様式）
- (2) 関係図面（位置図，区域図，完了平面図，縦断図および横断図（完了），流出防止施設の構造図等）
- (3) 現況（完了）写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

#### 附則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

年（ 年） 月 日

函館市長

様

事業者名

### 建設発生土処分場指定事前協議書

函館市が発注する建設工事に伴い発生する建設発生土の処分場の指定を受けたいので、函館市建設発生土処分場指定要領第5第1項の規定に基づき、関係書類を添えて事前協議します。

#### 記

- 1 処分場の場所
- 2 処分場の面積
- 3 処分場の区分      最終 ・ 中間
- 4 建設発生土の受入容量
- 5 開発許可の許可日・番号（該当しない場合、記載不要）
- 6 事業者の所在・担当者・連絡先
- 7 添付図書一式

別記第2号様式

年（ 年） 月 日

事業者名

函館市長

建設発生土処分場指定事前協議に係る通知書

年 月 日付けで事前協議がありました下記の建設発生土の処分場については、審査の結果、適正で安全な処分場と認められるので、通知します。

記

1 建設発生土処分場の場所

2 事業者名

3 処分場の区分 最終 ・ 中間

4 条件

「函館市建設発生土処分場指定要領」および「建設発生土の処分場指定に係る技術基準」を遵守すること。

5 その他

函館市建設発生土処分場指定要領第5第3項に留意すること。

建設発生土の処分場指定に係る技術基準第2第1項（2）に基づき、防災関係工事を先行し、安全対策を講じた上で指定申請を行うこと。

（担当： ）

別記第3号様式

年（ 年） 月 日

函館市長

様

事業者名

建設発生土処分場指定申請書

函館市が発注する建設工事に伴い発生する建設発生土の処分場の指定を受けたいので、函館市建設発生土処分場指定要領第6第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 処分場の場所
- 2 処分場の面積
- 3 処分場の区分      最終 ・ 中間
- 4 建設発生土の受入容量
- 5 開発許可の許可日・番号（該当しない場合、記載不要）
- 6 事業者の所在・担当者・連絡先
- 7 添付図書一式

別記第4号様式

年（ 年） 月 日

事業者名

函館市長

### 建設発生土処分場指定通知書

年 月 日付で申請がありました下記の建設発生土の処分場については、函館市建設発生土処分場指定要領第6第2項の規定に基づき、審査の結果、適正で安全な処分場と認められるので、函館市建設発生土処分場として指定します。

#### 記

1 建設発生土処分場の場所

2 事業者名

3 処分場の区分 最終 ・ 中間

4 条件

「函館市建設発生土処分場指定要領」および「建設発生土の処分場指定に係る技術基準」を遵守すること。

5 その他

建設発生土の処分場指定に係る技術基準第1第1項（3）に基づき、処分場内入口の公衆から見えやすい位置に「函館市建設発生土処分場」の標識を設置すること。

粉塵，騒音，公道への泥引き防止等，周辺環境への配慮に努めること。

(担当： )

別記第5号様式

年（ 年） 月 日

函館市長

様

事業者名

建設発生土処分場の事業変更届（軽微）

年 月 日付けで指定されておりました下記の建設発生土の処分場については、函館市建設発生土処分場指定要領第7第3項の規定に基づき、軽微な事業変更がありましたので次のとおり報告します。

記

- 1 建設発生土処分場の場所
- 2 事業者名
- 3 処分場の区分 最終 ・ 中間
- 4 事業変更内容

別記第6号様式

年（ 年） 月 日

事業者名

函館市長

建設発生土処分場の改善指示書

年 月 日付けで指定していましたが下記の建設発生土の処分場については、函館市建設発生土処分場指定要領第9第1項の規定に基づき、違反が認められましたので次のとおり改善を指示します。

記

- 1 建設発生土処分場の場所
- 2 事業者名
- 3 処分場の区分      最終 ・ 中間
- 4 改善指示内容
- 5 その他

対策が完了するまでの期間は、建設発生土の受入は停止すること。

(担当： )

別記第7号様式

年（ 年） 月 日

函館市長

様

事業者名

### 建設発生土処分場の改善報告書

年 月 日付で改善指示のありました下記の建設発生土の処分場については、函館市建設発生土処分場指定要領第9第2項の規定に基づき、対策を講じましたので次のとおり報告します。

#### 記

- 1 建設発生土処分場の場所
- 2 事業者名
- 3 処分場の区分      最終 ・ 中間
- 4 対策内容

別記第8号様式

年（ 年） 月 日

事業者名

函館市長

建設発生土処分場の指定取消し通知書

年 月 日付けで指定していましたが下記の建設発生土の処分場については、函館市建設発生土処分場指定要領第12第1項の規定に基づき、函館市建設発生土処分場の指定を取消します。

記

- 1 建設発生土処分場の場所
- 2 事業者名
- 3 処分場の区分 最終 ・ 中間
- 4 取消理由

(担当： )

別記第9号様式

年（ 年） 月 日

函館市長 様

事業者名

建設発生土処分場の事業完了届

年 月 日付で指定されておりました下記の建設発生土の処分場については、函館市建設発生土処分場指定要領第13第1項の規定に基づき、処分事業が完了したので次のとおり報告します。

記

- 1 処分場の場所
- 2 処分場の最終面積
- 3 処分場の区分 最終 ・ 中間
- 4 建設発生土の最終受入容量
- 5 事業完了年月日
- 6 事業者の所在・担当者・連絡先
- 7 添付図書一式